平成２１年（フ）第１０３号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地
債務者　臼杵　一人
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１３６号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓4685番地　町営住宅53―２―２、住民票上の住所宮崎県西諸県郡高原町大字西麓4685番地
債務者　吉留　竜太
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５１号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　市営宮丸西団地55―４―111
債務者　田村　紀子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第９７号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方6253番地
債務者　松田　幸広
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
沖縄県名護市字辺野古160番地２
債務者　浅井　義久
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２３７号
山口県下関市長府才川２丁目28番16―205号県営住宅、前住所山口県下関市彦島西山町２丁目９番38号
債務者　中山　　司
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
岐阜県可児市長坂２丁目103番地
債務者　今井　藤雄
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３９号
長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免631番地
債務者　板谷　雅美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目27番３号　ファミールももやま105
債務者　屋宜　俊次
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１０３号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目27番３号　ファミールももやま105
債務者　屋宜　和代
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４４２号
横浜市港北区日吉本町６丁目55番９号　ハイツシェナ102号室
債務者　井崎　彰久
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７７号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目35番地１　アーバンドエル瀬谷８―203
債務者　阿部　　明
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９４号
横浜市保土ケ谷区岩井町122番地　クオス保土ケ谷405号
債務者　久保田美佐子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０８号
横浜市鶴見区岸谷１丁目25番20―204号
債務者　古屋　　亮
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１５号
横浜市磯子区杉田坪呑２番３―314号
債務者　遠藤　　稔
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６７号
横浜市瀬谷区瀬谷１丁目２番地１　リーフコートⅠ　205号
債務者　中西　梨恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部